

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創補助金(成長・規模拡大型)

施策概要

県が「産業未来共創事業(成長・規模拡大型)」として認定し、その認定者の取組に対して支援します。

○産業未来共創補助金(成長・規模拡大型)

県内企業が策定する事業計画について、県が「産業未来共創事業(成長・規模拡大型)」として認定し、計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|-----------|---|
| 対象事業者 | 県内に事業所等を有する者 ※原則認定申請の日時点で法人設立後2年以上が経過し、十分な実績を有していること。 |
| 対象事業 | 将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額3,000万円超の大規模な事業で以下重点分野に該当する事業 【重点分野】 「技術革新型産業」「未来挑戦型産業」 「地域密着型産業」「国際需要拡大」 ※詳細な要件がありますので、お尋ねください。 |
| 対象経費 | ①工場・事業所・社宅等の整備費用 ②操業後1年間のリース料・賃借料(補助率は1/2) ③設備投資に付随する少額経費 ④人材確保・育成に要する経費(上限あり) |
| 補助要件 | 経営革新計画等の承認(県) 又は 地域経済牽引事業計画の承認(県) + 新規常時雇用者の増(5人以上) 又は 雇用維持+付加価値の増(+5%・年) ※付加価値の増については、別途規程がありますので、お尋ねください。 |
| 補助率・補助限度額 | 1/5 ・ 10億円 |

※一定の要件を満たす場合は、補助金の加算もあります。(補助率 +5%)

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創補助金(一般投資型)

施策概要

県が「産業未来共創事業(一般投資型)」として認定し、その認定者の取組に対して支援します。

○鳥取県産業未来共創補助金(一般投資型)

県内企業等が策定する事業計画について、県が「産業未来共創事業(一般投資型)」として認定し、計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|-----------|---|
| 対象事業者 | 県内に事業所等を有する者、県外企業 ※原則認定申請の日時点で法人設立後2年以上が経過し、十分な実績を有していること。 |
| 対象事業 | 製造業・その他の業種の事業で、投資額3,000万円超の大規模な事業 |
| 対象経費 | ①工場・事業所・社宅等の整備費用 ②操業後1年間のリース料・賃借料(補助率は1/2) ③設備投資に付随する少額経費 ④人材確保・育成に要する経費(上限あり) |
| 補助要件 | 新規常時雇用者の増(3人以上) 又は 雇用維持+付加価値の増(+4%・年) ※付加価値の増については、別途規程がありますので、お尋ねください。 |
| 補助率・補助限度額 | 1/10 ・ 5億円 |

※一定の要件を満たす場合は、補助金の加算もあります。(補助率 +5%)

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

先端的デジタル活用企業立地促進補助金

施策概要

先端的なIT関連企業の新規立地や、県内で新たに参入しようとする企業の後押しを図るため、事業所の賃借に要する費用、設備機器賃借料及び人材確保・育成費の一部を補助します。

<事業内容>

| | |
|--------|--|
| 対象業種 | (1)ソフトウェア業、デザイン・機械設計業等 (2)コンテンツ事業 (3)一般事務・会計事務・事務用機器操作事務の事業 |
| 雇用要件 | 常時雇用労働者の増:5人以上 ※うち2人を上限にリモートワーカー等及び兼業・副業者等も可とする。 |
| 補助対象経費 | ・事業所の賃借に要する経費 ・設備の賃借に要する経費 ・企業が支出した以下の経費 ①人材確保費用(求人広告・就職支援催事の参加費等) ※1人当たり50万円、5年間で総額750万円が上限 ②従業員及びその家族の県内への転居費用等(社内規定に基づき企業が負担する移転に係る経費) ③新たに雇い入れた従業員の育成・定着等に係る費用 |
| 補助率・期間 | 1/2(事業開始から5年間) |
| 補助限度額 | 1,000万円/年 |

※補助金は1年ごとの実績により交付します。

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7245 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311583.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

企業分散立地支援補助金

施策概要

都市圏企業の地方分散を本県の企業立地につなげるため、県外拠点の機能・業務を一部移転する際の設備取得費用、活動経費を支援します。現行の設備投資支援(産業未来共創補助金)又は賃借料支援(先端的デジタル活用企業立地促進補助金)との併用型で支援します。

<事業内容>

| | |
|--------|---|
| 補助対象事業 | 県外本社企業が本県内に県外拠点の機能・業務の一部を移転する事業等 ・事務拠点(調査・企画、情報処理、国際事業、総務・人事、その他管理業務等) ・研究拠点(工場内研究開発部門を含む) ・人材育成拠点(当該企業の基幹的な拠点等) ・生産拠点(当該企業の主要な生産製造等) ・新規事業拠点(当該企業が初めて実施する取組) |
| 補助対象経費 | ○分散活動費 研究開発経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動費用 ○人材定着支援費 県外から採用・移転した従業員が県内拠点に1年間定着した場合、1人当たり30万円を定額交付。(最大100人分まで) ○拠点改修費(リモート環境整備費、セキュリティ対策費等) ○設備・機器等取得費 ○賃借・リース料 ○ネットワーク等利用料(回線工事費、専用回線通信料等) ※併用する補助金と重複する部分は除く |
| 認定要件 | ○産業未来共創事業(成長・規模拡大型、一般投資型)、先端的デジタル活用企業立地促進補助金のいずれかの認定を受けること ○県内事業者・団体・自治体等と連携して、本県の地域課題解決に資する取組を行うこと |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助限度額 | 5,000万円(最大3年間) ※1事業者1回限り |

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7245 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/302708.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

県内中小企業者(全ての業種が対象)が策定する新たな企業価値の創造に資する取組に関する1~2年の短期計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組に関する1~2年の短期計画を鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として県が認定します。

(売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが増加する計画であることが必要)

(2) 鳥取県産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 補助対象経費 | FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 2,000千円以内(千円未満は切り捨て) |
| 補助対象期間 | 24月以内 |

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7241
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

事業を承継した県内中小企業者(全ての業種が対象)が策定する新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組に関する1年以内の短期計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組に関する1年以内の短期計画を鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉として県が認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|----------------------|
| 補助対象経費 | 設備導入費等 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 2,000千円以内(千円未満は切り捨て) |
| 補助対象期間 | 12月以内 |

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7241
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

経営力向上計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定

県内中小企業者等が策定する経営力向上計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉」として認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創間接補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|------------------------------|
| 補助対象経費 | 経営基盤整備費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 5,000千円以内(千円未満は切り捨て) |
| 補助対象期間 | 24月以内 |

※組合等が実施する取組の場合は、補助率2/3とする

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7242
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉の認定

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉」として認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創補助金〈経営革新型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 10,000千円以内 15,000千円以内(県が定める重点分野に関する取組) |
| 補助対象期間 | 36月以内 |

※組合等が実施する取組の場合は、補助率2/3とする

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7243
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創条例認定事業者貨物誘致支援事業

施策概要

鳥取県産業未来共創条例に基づく事業認定(新增設)事業者を対象に、境港外貨定期航路を利用する貨物取扱を伴う場合、事業開始から一定期間、又は一定量の貨物について輸送経費の一部を助成します。

■補助期間

補助事業開始日から5年間

■補助額 25,000円/TEU

■限度額 1社当たり500万円/1年間(最大2,500万円/5年間)

(※)1FEUは、2TEUに換算(TEU=20フィートコンテナ、FEU=40フィートコンテナ)

問合せ先

通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-21-0609

[詳しくはこちら](#)

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業

施策概要

JA等の生活店舗の廃止等に伴う経営環境の変化を乗り切るため、影響を受ける県内中小企業等が共同で調達・配送の仕組みを導入する等により、体質強化、高収益化、販路拡大等の経営力向上を図る取組を支援します。

県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業補助金

生活店舗の廃止等の影響を受ける県内中小企業等で構成する任意グループ等が行う以下の取組を、補助制度により支援します。

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 経営環境の変化に対応した、調達・配送などの共同化に要する費用 |
| 実施主体 | 生活店舗の廃止等による影響を受けた組合、業界団体、任意グループ（商工業を主たる事業として営む県内中小企業者のうち、影響を受けた1者以上を含めた2者以上のグループ） |
| 補助率 | 補助対象経費の1/3以内 |
| 補助金の額 | 10,000千円 |

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7243
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311527.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

特別高圧電力料金高騰対策支援事業

施策概要

エネルギー価格高騰に対して、国の支援制度の対象とならない電力(特別高圧電力)を契約・利用されている事業者(県内中小事業者等又は大型商業施設等に入居するテナント)を支援します。

特別高圧電力料金高騰対策補助金

特別高圧電力を利用する県内事業所を有する中小事業者等に対して、補助制度により支援します。

| | |
|-------|---|
| 補助対象者 | (1)特別高圧を受電している中小事業者等 (2)特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗 |
| 補助金の額 | 令和5年4月から8月使用分:3.5円/kWh 令和5年9月分:1.8円/kWh ※上限10,000千円 |

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7243

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311511.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物等食品(以下、県産農林水産物等)の輸出活動を支援します。

○支援内容

| 1 類型 | 2 補助事業 | 3 事業主体 | 4 補助事業に 要する経費 | 5 補助率 | 6 限度額 |
|---------|-----------------------|---------------------------|------------------------------------|--------------------|----------------|
| 一般型 | 県産農林水産物等の輸出促進のために行う取組 | 県内事業者 | 旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費 | 1/2以内 ※旅費は1/3以内 | 2,000千円/年度 |
| グループ展開型 | | グループ(県内事業者5者以上)を代表する県内事業者 | | 1/2以内 | 事業者×1,000千円/年度 |
| チャレンジ型 | | 輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者 | | 2/3以内 | 2,000千円(一回限り) |
| 食のみやこ型 | | 県主催事業に参加する県内事業者 | 旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費 | 1/2以内 | — |

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする(食のみやこ型は除く。)

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金

施策概要

先駆的な事業に取り組む事業者等のオフィス・研究開発拠点等の誘致等を推進し、将来の本県産業の牽引役に成長することを期待した育成支援を行います。

<事業内容>

(1) 事前調査支援

本県で県内事業者等と連携した先駆的事业の実施を検討中の事業者に対し、事前調査費用等を支援する。

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 補助対象者 | 県内に事業所を設置していない先駆的事业を行おうとする事業者等 |
| 補助対象経費 | 交通費、委託費、共同調査費(県内事業者・団体等に限る)、通信費 等 |
| 補助限度額等 | 30万円 (補助率)1/2 (補助期間)最長12ヶ月 |

(2) オフィス設置支援

県内への小規模・サテライトオフィス等の拠点の設置・運営を支援する。((1)の活用は必須としない。)

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 県内に事業所を設置していない先駆的事业を行おうとする事業者等 |
| 補助要件 | 県内事業者・団体等と連携して事業を推進すること |
| 補助対象経費 | 事業所改修・賃借費、機器設備取得・賃借費、通信費、セキュリティ対策費、交通費、共同研究費、光熱水費 等 |
| 補助限度額等 | 200万円 (補助率)1/2 (補助期間)最長24ヵ月 |

(3) 研究開発拠点設置支援

恒常的な研究開発拠点の設置・運営を支援する。((1)又は(2)の活用は必須としない。)

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 先駆的事业を行おうとする事業者等 又は (1)又は(2)を活用した事業者 |
| 補助要件 | 2人以上の雇用(代表者を含む。代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めない。) ※雇用者の1/2までは、一定の条件でリモートワーカー等、兼業・副業者等も可とする。 |
| 補助対象経費 | (2)の対象経費、直接人件費、人材育成費等 ※リモートワーカー等、兼業・副業者等の直接人件費等は補助対象外。 |
| 補助限度額等 | 500万円 ((2)による支援を受けた場合はその補助額を差し引く。) ※事業所改修費補助は200万円以内、直接人件費補助は補助総額の30%以内。 |
| 補助率・期間 | (補助率) 1/3(中山間地域に設置する場合は1/2) (補助期間) 最長36ヵ月 ((2)による支援を受けた場合はその補助期間を差し引く。) |

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7245 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/294244.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金

施策概要

境港利用促進を図るため、境港発着の定期コンテナ航路を利用して新たな物流ルートを検討している荷主企業に対して、境港のトライアル輸送に係る経費の一部を助成します。

1 補助対象事業

境港を試験的に利用して新たな物流ルートの構築に取り組む事業

2 補助対象者

- (1)新規利用荷主
- (2)前年度に境港利用実績がない荷主

3 補助対象経費

- (1)物流ルート構築のための計画策定費用
- (2)輸送品質確認のための検証費用
- (3)トライアル輸送にかかる経費
 - ・日本国内の陸送費
 - ・梱包、保管料
 - ・通関、港湾荷役料など利用港での諸経費
 - ・海上運賃

4 補助金の額

補助対象経費の1/2（1社あたり上限50万円）

問合せ先

通商物流課 TEL:0857-26-7661 FAX:0857-26-8117
助成の申請窓口は境港貿易振興会です。
○境港貿易振興会 電話 0859-47-3905 ファクシミリ 0859-47-3906

詳しくはこちら

<http://www.sakaiminato-faz.co.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

境港発着混載輸送サービス事業費補助金

施策概要

境港の外貿定期航路を利用して複数国・地域間LCL輸送サービスを提供する者に対して支援を行います。

○対象事業

海上コンテナを利用し、中継港を経由して複数国・地域を対象とした混載輸送サービス

○補助対象経費

境港～積替港との海上運賃、諸経費(混載仕立管理費、書類作成 等)

○補助率・限度額

補助率:1/2、限度額:1輸送あたり3万円、1事業100万円

問合せ先

通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/263481.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

境港利用促進支援事業

施策概要

境港利用促進を図るため、境港発着の国際定期航路を利用した荷主企業に対して、海上運賃及び陸送経費の一部を助成します。

| | 対象事業者・要件 | 対象助成事業・助成額 | 上限額 |
|---------------|---|--|-------------------------|
| コンテナ航路 | 新規利用の荷主 | (1)新規利用助成事業 1TEUにつき2万円 | 50万円/社 |
| | 利用が増加する荷主 (前年と比較して 10TEU以上増加する 荷主) | (2)利用拡大助成事業 増加貨物1TEUにつき1万円 | 200万円/社 |
| | 中国航路を利用して 輸出入する荷主 | (3)上海向け貨物利用促進事業 a.新規利用助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ b.利用拡大助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ | a.12.5万円/社 b.100万円/社 |
| | 鳥取県中西部・島根 県東部地域より遠隔 の地域からの国内輸 送費を要する荷主 | (4)コンテナ航路広域荷主陸送費助成事業(1,000千円) a.新規利用助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ b.利用拡大助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ | a.12.5万円/社 b.100万円/社 |
| | 小口混載貨物(LCL) を利用する荷主 | (5)小口混載利用促進助成事業 a.直行便貨物:1t・1m3につき1千円 b.積替便(トランシップ)貨物:1t・1m3につき4千円 | a.10万円/社 b.20万円/社 |
| | リーファーコンテナを 利用する荷主 | (6)リーファーコンテナ利用拡大助成事業 a.新規利用荷主 リーファーコンテナ1TEUあたり20千円 b.前年より貨物量を増加させた荷主 増加した貨物について、リーファーコンテナ1TEUあたり20千円 | a.200万円/社 b.200万円/社 |
| 国際フェリー・RORO航路 | | (7)国際フェリー・RORO機能船貨物助成事業 | |
| | 海上輸送 新規荷主 (これまでに輸送 実績がない荷主) | 1TEUにつき2万円(利用開始年度から3年間) ※バラ貨物:1t・1m3につき1千円、4台につき2万円 | 650万円/社 |
| | 既存荷主 (これまでに輸送 実績がある荷主) | a. 増加貨物1TEUにつき2万円 b. 年21TEU以上利用荷主は、増加貨物以外1TEUにつき1万円(利用開始年度から3年間) ※バラ貨物はコンテナに換算 | a.650万円/社 b.100万円/社 |
| 陸送 | 国内輸送経費を 要する荷主 (利用開始年度か ら3年間) | (8)環日本海圏航路陸送経費助成事業 a.鳥取県中西部、島根県東部地域を起点・終点とする輸送は、輸送1回につき1万円 b.a以外の地域を起点・終点とする輸送は、輸送1回につき2万円 | a.10万円/社 b.20万円/社 |

※1TEU=20フィートコンテナ1本分に換算した貨物量

鳥取県中西部:倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡

島根県東部:松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡(ただし、隠岐郡・飯石郡を除く)

【令和3年度より開始】物流事業者等新規荷主開拓支援事業補助金

対象事業:境港を利用し、輸出・輸入コンテナ貨物の総取扱量が10TEU以上となる新規荷主
または新たな品目を扱う既存荷主を開拓した物流事業者等を対象

助成額:増加貨物1TEUにつき1万円(上限額:1事業者につき100万円)

問合せ先

通商物流課 TEL:0857-26-7850 FAX:0857-26-8117

助成の申請窓口は境港貿易振興会です。

○境港貿易振興会 電話 0859-47-3905 ファクシミリ 0859-47-3906

詳しくはこちら

<http://www.sakaiminato-faz.co.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

循環経済モデル構築支援補助金

施策概要

複数の事業者が連携して行う、様々な素材の水平リサイクル(※)をはじめとした循環経済モデルの構築のため、補助金を交付する。
※「水平リサイクル」とは、使用済製品を原料として用いながら、同一用途の製品としてリサイクル製品を製造すること。

○概要

| | |
|--------|--|
| 補助対象事業 | 資源の排出、回収、研究開発、加工、流通など、経済循環に係る一連のプロセスを担う者により構成された事業者コンソーシアム(複数企業・団体等を構成員とするグループ)による、資源循環の仕組みづくりの取組 |
| 補助対象経費 | 他者が排出する廃棄物資源を回収・循環させる仕組みづくりに要する経費(マーケティング調査費、プロモーション経費、商品・サービス開発費(機械器具費、原材料費、外注費、専門家謝金・旅費、運搬費等)、コンソーシアム運営費等) |
| 補助対象期間 | 交付決定日から最長で令和6年2月末日まで |

○補助率、補助上限額等

| | |
|-----|---------|
| 補助率 | 2/3 |
| 補助額 | 3,000千円 |

○受付期間

令和5年9月末まで(予算に達した段階で受付を終了)

問合せ先

商工政策課

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/304318.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金

施策概要

県内中小企業者等のサイバーセキュリティ体制の構築を支援することにより、県内のセキュリティリテラシー向上を促し、安定した事業活動に資することを目的とする補助金です。

[補助対象経費]

情報セキュリティポリシーの策定及び人材育成を行うための、専門家派遣経費及びソフトウェア・機器の導入費及びシステム・サービス利用料。

[補助率]

体制整備支援3/4、技術対策支援3/4

[補助限度額]

30万円

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/293576.htm>

名称

鳥取県衛生管理構築支援補助金

施策概要

本補助金は、水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業の営業者に対し、食品衛生法の許可取得に必要な施設設備の整備を支援し、食品衛生管理の体制構築の推進を目的として交付します。

| | |
|--------|--|
| 補助事業 | 衛生管理体制構築のため、施設設備の整備に必要な事業 |
| 補助対象者 | 食品衛生法施行令第35条に規定される(水産製品製造業(魚肉練り製品を除く。)、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業)のうち、次のいずれにも該当する者 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係の整備及び経過措置に関する政令第9条に基づく、経過措置期間が適用される者(令和3年5月31日以前から営業している者に限る。) 2 補助事業終了後3か月以内に食品衛生法第55条に基づく許可の取得、並びに衛生管理計画及び手順書に基づく衛生管理をする者 |
| 補助対象経費 | 1 建造物の改良に要する経費 2 機械及び装置の購入に要する経費 3 器具及び備品の購入に要する経費 (例)・壁や区画の設置 ・水道設備の設置 ・床や天井の補修 等 ※いずれも鳥取県食品衛生条例に定める施設の基準(許可基準)を満たすための経費に限る。 ※法改正前(令和3年5月31日以前)から許可を取得していた施設に係る経費は除く。 |
| 補助率 | 2分の1 |
| 限度額 | 50万円 |
| 申請期限 | 令和6年1月末 |
| 事業期間 | 令和6年3月31日までの間とする。 本事業の対象経費は、令和5年度中に支払いが完了するものを対象とする。 |

問合せ先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
TEL:0857-26-7211
FAX:0857-26-8171

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/310153.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県中小企業リスク対策強化補助金

施策概要

地震や豪雨災害等の自然災害や、新型感染症、サプライチェーンへの対応など、多様化する経営リスクに対し、企業のBCP(事業継続計画)の実効性の向上や、経営力の強靱化を目的とし、防災設備等の導入、地域の安心・安全に資する活動を行う場合に要する経費、経営リスク対応のための調査等の経費について支援します。

ア 一般対策型

BCPの実効性向上や災害対策等の強化を行っていく上で必要になる経費の一部を補助します。

| | |
|------------|---|
| 補助対象経費 | ①自家発電機、蓄電池 ②土嚢、止水板、排水ポンプ ③飛散防止フィルム、転倒防止装置 ④備蓄食糧品 等 |
| 補助率: 1/2以内 | 補助上限額: 50万円(下限額 30万円) |

イ 地域連携型

BCPに基づき地域の住民や団体等の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品等の導入に要する経費の一部を補助します。

| | |
|------------|---|
| 補助対象経費 | ①電力の地域開放(自家発電機、災害用携帯充電器等)に要する経費 ②地域に提供する備蓄品(非常食、携帯トイレ、毛布等) 等 |
| 補助率: 2/3以内 | 補助上限額: 100万円(下限額 30万円) |

ウ 多様な経営リスク対策型

価格適正化、サプライチェーンの維持・強化、経済安全保障法対応等のために必要な対策や調査等(働く人への配慮(人権等)、気候変動への対策、サプライチェーンリスク、情報開示、経済安全保障法への抵触有無等)に要する経費の一部を補助します。

| | |
|------------|---|
| 補助対象経費 | ①自社やサプライヤーに対する調査に要する経費(旅費、調査委託費等) ②価格適正化推進、サプライチェーン維持・強化、経済安全保障法対応等を目的とした取り組みに対し、専門家(機関)に依頼するためのコンサルティング費用 等 |
| 補助率: 1/2以内 | 補助上限額: 30万円 |

○受付期間

随時(令和5年6月1日以降)

※交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します。

○事業実施期間

交付決定の日から令和6年3月31日まで

問合せ先

商工政策課
TEL: 0857-26-7565
FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/129006.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとりSDGs経営強化専門家派遣

施策概要

とっとりSDGs企業認証を取得している事業者又は認証取得を目指す県内中小事業者を対象に、各分野の専門家を派遣し、SDGs経営のさらなる推進を目指します。

<支援対象>

とっとりSDGs企業認証※の取得事業者又は認証の取得を目指し、SDGsに資する経営を推進しようとする県内中小企業者

※ とっとりSDGs企業認証とは
SDGs経営の見える化等により、取組内容のさらなる推進、及び企業価値の向上を目的に、「環境」「社会」「経済」の3側面の取組状況を総合的に審査し、認証基準を満たす事業者を認証する。
(対象) 県内の営利事業者

<専門家派遣の分類及び支援上限>

○簡易相談（原則として1回あたり1時間以上2時間以内）・・・同一年度につき2回を上限
○本格相談（原則として1回あたり2時間以上）・・・同一年度につき2回を上限

<専門家派遣リスト>

| 分野 | 依頼方法 |
|--|--|
| ◆ 労務管理 労働災害・ハラスメント等の防止、働き方改革に係る社内規定整備に関する相談 | ★相談内容により、本専門家派遣と申請・活用方法が異なるため、まずは活用についてとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご相談ください。 【想定される専門家の例】鳥取県社会保険労務士会 |
| ◆ 企業法務 コンプライアンス（法令順守）に係る制度整備等の相談 | ★相談内容により、本専門家派遣と申請・活用方法が異なるため、まずは活用についてとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご相談ください。【想定される専門家の例】鳥取県弁護士会 |
| ◆ 企業財務、事業転換等経営支援 SDGs経営推進に係る財務面での相談、今後の事業転換計画の検討 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 【想定される専門家の例】日本公認会計士協会中国山陰部会、鳥取県税理士会連合会、鳥取県中小企業診断士協会、鳥取県行政書士会 |
| ◆ 環境マネジメント 温室効果ガス排出量の見える化や、削減目標の設定 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 【想定される専門家の例】県内エコチューニング事業者(株)エナテクス(倉吉市)、旭ビル管理(株)(米子市) |
| ◆ BCPサポート 企業の事業継続計画(BCP)の策定、災害・感染症・セキュリティ等の対応分野拡大、点検・見直しのご相談 | ★「とっとりBCPサポートセンター」で専門家の活用が可能です。以下の県HPからご確認・ご申請いただくか、とっとりSDGs企業認証サポート窓口へご相談ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/296965.htm |
| ◆ 情報セキュリティ 社内情報セキュリティの整備、見直し、社内周知等の相談 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 【想定される専門家の例】IPA(独立行政法人情報処理推進機構)に登録しているセキュリティの専門家 |
| ◆ その他 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 |

問合せ先

商工労働部商工政策課内
TEL:0857-26-7538 FAX:0857-26-8117 MAIL:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1293256.htm#itemid1293256>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県震災等対策アドバイザー派遣事業

施策概要

震災等への備えとして、簡易なリスク診断・改善提案等を行う震災等への対策アドバイザーを派遣します。(事業者負担:無料)

| | |
|------------------------|--|
| 派遣費用 | 無料 |
| 派遣回数 | 1社につき原則1回限り。1回当たり3時間程度。 |
| 事業内容 | <p>震災等への備えとして、専門家の視点による簡易なリスク診断及び具体的な震災等への対策のアドバイスを求める中小企業者等に対し、診断・助言を行う震災等対策アドバイザーを派遣します。</p> <p>※リスク診断の内容</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被害予防・軽減のための取組み 防災設備、防災グッズの導入、機能維持、初動対応、従業員対応、復旧対応など2. 訓練・リスク分析等 ハザードマップ等の確認によるリスク分析、訓練・教育、防災体制、安全確保など3. 事業継続対策 震災等が起こった際の社内体制、在庫、他社との連携など |
| 震災対策アドバイザー (県で事前登録) | <ol style="list-style-type: none">1. 事業継続主任管理者(BCAO認定)、またはBCMS(事業継続マネジメントシステム)の認証を取得している企業において中心となってBCMSの運用を実践している者。2. 防災対策・リスク診断に関し高い知識を有すると認められ、リスク診断・評価業務に5年以上従事した経験がある者。 |
| 募集期間 | 令和5年4月1日から令和6年2月28日まで ※派遣の受付は先着順とし、予算の範囲内で派遣します。 |

問合せ先

商工政策課
TEL:0857-26-7565
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/265633.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとりBCPサポートセンター

施策概要

県内企業を対象に、自然災害やサイバーセキュリティ、新型コロナウイルスなどの事業継続に影響を与えるリスクに対し、事業を実施する上での相談や、非常時でも事業を継続するための計画＝BCPに関する初期相談や策定相談まで、幅広くご対応します。

| | |
|--------|--|
| 開設場所 | 鳥取県庁商工労働部商工政策課内 |
| 専門分野 | 1. BCP・BCPマネジメント 2. 感染対策 3. サイバーセキュリティ |
| 支援メニュー | (1) 専門家個別相談: 1事業者2回まで(1回あたり1時間程度) (2) BCP策定・改善相談: 1事業者1回まで(1回あたり3時間程度) |
| 費用 | 無料 |
| 事業内容 | 自然災害や新型コロナウイルス、サイバーセキュリティ対策など、対策の必要性が高まる経営リスクについて、それぞれのリスクの専門家からリスク対策やアドバイスを受けられる個別相談の実施や、近年策定の必要性が高まるBCP(事業継続計画)の策定や、策定済みのBCPの改善(見直し)相談など幅広くご対応します。 (1) 専門家個別相談 ・企業が抱えるリスク(自然災害、感染症、サイバーセキュリティ)や、BCPに関する初期相談について、内容に応じ該当する専門家と個別に相談することができます。相談はオンライン形式で実施します。 (2) BCP策定・改善相談 ・BCPについて策定中、又は策定済みの企業を対象に、BCPの専門家から策定や改善に関するアドバイスや指導を受けることが可能です。相談についてはオンライン形式か、現地派遣か選択することが可能です。 |
| 実施の流れ | ① サポートセンターに電話、又はメールで相談内容の確認。 ② 県HPのサポートセンター内にある相談様式をメール等で提出。 ③ 事務局が専門家を選定し、相談日時を確定。相談者に連絡。 ④ 指定された日にオンライン、又は現地派遣により相談を実施。 ⑤ 相談実施後、相談者より実施報告書を事務局に提出。 |
| 期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日 ※ただし、令和5年度中に相談を実施するものに限る。 |

問合せ先

商工労働部商工政策課内
TEL: 0857-26-7565 FAX: 0857-26-8117 MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296965.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県グリーン商品認定制度

施策概要

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用した商品を県独自の認定制度(鳥取県グリーン商品認定制度)により認定し、商品の販路開拓を支援します。

対象商品

循環資源(廃棄物や間伐材等)を原料として、県内で製造され、または加工され、県内外で販売される商品、または既に販売されている商品が対象です。

事業内容

- (1) 循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用した商品を県独自の認定制度(鳥取県グリーン商品認定制度)により認定します。
- (2) 認定された商品を製造する事業者等で構成する「鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会」が実施する商品PRや販売促進活動を支援します。

グリーン商品の認定要件

- (1) 生活環境のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、または加工されること。
- (2) すでに販売されている、または認定申請から6ヶ月以内に販売されることが確実なこと。
- (3) 当該商品について適用される関係法令等を遵守していること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。
- (5) 商品について次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める要件を満たしていること。
 - ① 販売等にあたり、商品に適用される関係法令等に溶出等の基準がある場合 当該基準に適合していること。
 - ② ①以外の場合 次に掲げる基準のすべてに適合していること。
 - A) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準
 - I) 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に規定する含有量に関する基準
 - ウ) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準
- (6) 次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれらに準じたもの。
日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、エコマーク商品認定基準、グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」、鳥取県土木工事共通仕様書、その他公的な機関が定める品質等の基準
- (7) 利用する循環資源は次のとおりです。
 - A) 品目ごとに定めた利用割合(率)に適合すること。
 - I) 県内調達率は、以下に定める率以上とすること。ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないグリーン商品及び県内で発生する廃棄物等を県外で処理した際に発生する循環資源については、この限りではない。
間伐材70%、木くず70%、がれき類60%、動植物性残さ60%、樹皮50%、ガラスくず40%、その他はできる限り高い率。



(※令和5年3月31日現在で、406商品を認定しています。)

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/green/>

名称**とっとり企業支援ネットワーク****施策概要**

商工団体、金融機関等の関係機関が連携して中小企業者等の経営支援等を行う本県独自の体制「とっとり企業支援ネットワーク」を構成し、中小企業者等に対する事業の継続・成長に向けた取組を支援します。

1 支援の流れ**(1) まずはご相談ください**

最寄りの商工団体、金融機関、信用保証協会、産業支援機関へご相談・お申込みください。

(2) 案件の事前協議

相談者の経営状況、課題、支援要望等をお伺いした上で、とっとり企業支援ネットワーク事務局(鳥取県経営サポートセンター)が支援の可否や方針を決定します。

(3) キックオフ会議の開催

連携支援チームを構成し、具体的な支援策の協議やスケジュールの決定などを行います。

(4) 連携支援チームが支援を行います

連携支援チームとの定期的な連携支援会議で進捗確認、計画の見直しの必要がないかチェックを行います。案件に応じてオブザーバー機関や他の専門機関と連携します。

(5) 終了会議の開催、フォローアップ

支援終了を連携支援チームで確認・合意し、今後のフォローアップについての打合せを行います。支援終了後もモニタリングとして必要に応じた追加支援などのフォローアップを一定期間行います。

2 参加機関

| 区分 | 機関名 |
|----------|---|
| 商工団体 | 鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商工会議所、境港商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会 |
| 金融機関 | 山陰合同銀行、鳥取銀行、島根銀行、中国銀行、みずほ銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、鳥取県信用保証協会 |
| 産業支援機関 | 鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構 |
| 鳥取県 | 商工労働部企業支援課、鳥取県経営サポートセンター、中・西部総合事務所県民福祉局 |
| オブザーバー機関 | 【国等の関係機関】 経済産業省中国経済産業局、財務省中国財務局鳥取財務事務所、中小企業基盤整備機構中国本部、日本貿易振興機構鳥取貿易情報センター、地域経済活性化支援機構、鳥取県中小企業活性化協議会、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター、鳥取県よろず支援拠点、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 【士業関係団体】 鳥取県中小企業診断士協会、中国税理士会鳥取県支部連合会、日本公認会計士協会中国会山陰部会、鳥取県弁護士会、鳥取県行政書士会 |

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7217 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tcsnw/>